

第10回研究会資料

～レイヤー間規律等～

目 次

1	放送の公共性に着目した主な規律	2
2	放送法制に規定される放送規律とその適用関係	3
	（参考１）「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成１８年６月２０日）	4
	（参考２）「地上テレビジョン放送」に関する民放連の見解	5
3	英国「公衆サービス放送」（Public Service Broadcaster）	6
	（参考）２００３年通信法・関係条文	7
4	レイヤー間コンテンツ流通に関する規律～地上放送の同時再送信	9
5	主要国における地上テレビ放送の「マストキャリー」制度（ケーブルテレビ）	10
	（参考）放送事業者のコンテンツ調達等規律（米国・EU）	11
6	垂直統合型事業者の番組供給規律（米国）	12
	（参考）英国におけるBskyBの番組供給停止への対応	13
7	放送用無線局の状況	14

1 放送の公共性に着目した主な規律

1 特定種類の番組の放送について配慮を求める規定

	規 定	内 容
放送法	教育番組(3条の2 3項)	教育番組について、対象の明確性、有益適切、組織的・継続的であるようにすること等(地上、BS、CS)
	字幕・解説番組(3条の2 4項)	テレビ放送の番組編集において字幕・解説番組をできるだけ多く設けること(地上、BS、CS、ケーブル、役務)
	災害放送(6条の2)	災害の発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送(地上、BS、CS)
	候補者放送(52条)	選挙運動に関する放送をさせた場合に、他の候補者の請求があつた場合同等条件で放送(全て)
	地域社会の要望の充足(放送普及基本計画)	放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、放送に関する当該地域社会の要望を充足(地上)
その他の法律	災害対策基本法	・指定地方公共機関としての指定を受け、「災害時等における放送要請に関する協定」を都道府県と締結(地上) ・通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるとき、放送を行うことを求めること(地上、BS、CS)
	事態対処法	・指定地方公共機関としての指定を受け、警報等の通知をうけたときの放送義務(地上)
	水防法、気象業務法	・気象庁による周知の際の放送機関等に対する協力要請
	日本赤十字社法・障害者基本法	・日本赤十字社の救護業務に係る通信(地上、BS、CS)、障害者の役務利用(全て)に関する便宜供与
	公職選挙法	・政見放送等の無料放送義務づけ(地上、BS、CS)
	児童ポルノ法	・児童買春等に係る当該児童が推知できるような放送番組の禁止(全て)

2 広告に関する規定

規 定	内 容
放送法(地上、BS、CS、役務)	・広告放送の識別措置(52条)、学校向け放送における学校教育の妨げになる広告の禁止(52条の2)
一般的に広告内容を規制する法律(全て)	・薬事法、健康増進法、覚せい剤取締法、たばこ事業法、貸金業の規制等に関する法律 等

3 あまねく普及努力義務

※()内は対象事業者を示す。

放送法第2条の2 6項「放送事業者(注)・・・は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする。」

(注)括弧書で地上放送事業者に限定

2 放送法制に規定される放送規律とその適用関係

一般放送事業者(放送法)

規律の種類				地上民放	BS	CS	「専門放送」※1	有線テレビ	有線ラジオ	役務放送
第3条		・放送番組編集の自由		適用	適用	適用	適用	準用	準用	準用
第3条の2	第1項	番組準則	公安及び善良な風俗	適用	適用	適用	適用	準用	準用	準用
			政治的公平							
			報道の正確性							
			論点の多角性							
	第2項	調和原則（テレビジョン放送のみ）		適用	適用	適用せず※2	非適用	非準用	非準用	非準用
	第3項	教育番組の教育課程基準準拠		適用	適用	適用	適用	非準用	非準用	準用
	第4項	字幕・解説番組の努力義務		適用	適用	適用	適用	準用	非準用	準用
第3条の3		・番組基準の制定		適用	適用	適用	非適用	準用	非準用	準用
第3条の4 第51条		・放送番組審議機関の設置 ・放送番組審議機関の委員		適用	適用	適用	非適用	準用	非準用	準用
第4条		・訂正放送・取消放送制度		適用	適用	適用	適用	準用	準用	準用
第5条		・放送番組の保存義務		適用	適用	適用	適用	非準用	非準用	準用
第6条		・再放送（再送信同意）		適用	適用	適用	適用	別途規定※3	別途規定	別途規定
第6条の2		・災害放送（発生を予防し、被害を軽減するために役立つ放送をする義務）		適用	適用	適用	適用	非準用	非準用	非準用
第51条の2		・広告放送の識別のための措置義務		適用	適用	適用	適用	非準用	非準用	準用
第52条		・候補者放送（同等条件の放送義務）		適用	適用	適用	適用	準用	準用	準用
第52条の2		・学校向け放送における広告の制限		適用	適用	適用	適用	非準用	非準用	準用
第52条の3		・放送番組の供給に関する協定の制限（特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる協定の締結禁止）		適用	適用	適用	適用	非準用	非準用	準用
第52条の27		・受託内外放送の放送番組の編集		適用	適用	適用	適用	非準用	非準用	準用

※1 経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送。（放送法第3条の5）
※2 調和原則の適用は、「特別な事業計画によるもの」は除外されており、CS委託放送はこれに該当するため、実質適用はない。
※3 有線テレビジョン放送の再放送に関しては、再送信同意に加え、受信障害地域における再送信義務（ただし適用例なし）や裁定制度が設けられている。

(参考1)「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)

- 通信・放送の在り方について政府・与党と調整を進め、6月20日に「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」を取りまとめ(6月22日公表)。
- 「融合関連」として通信と放送に関する総合的な法体系の検討を盛り込む。
- 本合意は、経済財政運営と構造改革に関する基本方針(骨太方針)2006に反映。

【通信・放送の在り方に関する政府与党合意 関係箇所抜粋】

融合関連

- ・通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る。

【経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(7月7日閣議決定) 関係箇所抜粋】

第2章 成長力・競争力を強化する取組

1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化
 - (2)生産性の向上(ITとサービス産業の革新)

③世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。

【通信・放送分野の改革に関する工程プログラム(9月1日)関係箇所抜粋】

3 融合関連

通信と放送に関する総合的な法体系について検討するため、「通信・放送法制企画室」を設置するとともに(本年8月1日に設置済)、通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討の方向性を具体化するため、新たに研究会を設置する(本年8月30日に開催済)。研究会の報告、情報通信審議会の諮問・答申を経て、2010年の通常国会への法案提出を目指す。

(参考2)「地上テレビジョン放送」に関する民放連の見解

(1)「通信・放送の在り方に関する懇談会」民放連ヒアリング時提出資料より

3 基幹メディアとして「地上放送」は重要

- ・「ジャーナリズム」と「エンターテインメント」が二本柱。日本最大のソフト制作能力を持つ。
- ・番組編集の調和の義務(教育、教養、報道、娯楽)。
- ・国民の生命・財産を守り、「知る権利」に応えて「民主主義」を根底から支えるメディア。
- ・防災・国の安全保障上、重要なライフライン(災害放送義務など)。
- ・放送波による伝送は、安全性に優れ、同時に多くの人に情報を伝えることで情報格差の是正に貢献している。

4 地域情報発信と地域経済発展に果たすローカル局の役割

- ・基幹放送たる地上放送だけが地域性を担保できる。
- ・地域に根ざしたローカル放送が果たしている役割を評価すべき。
 - ＞地域情報の取材・発信、地域文化の振興
 - ＞ローカル広告・イベント等を通じた地域経済への貢献
- ・国が掲げる「地方分権の推進」の流れの中で、今後、ローカル局の制作力、情報発信力をどのように高めていくかが重要な課題。
- ・中央から見た経営効率の追求だけでなく、ローカル放送によってもたらされる地方文化の発展や地域経済への寄与についてももっと考慮を。

(2)第54回民放大会(平成18年10月24日)・広瀬民放連会長あいさつより(H18. 11. 3「民間放送」)

「 今春、春から夏にかけて政府・与党の間で冷静かつ真剣な調整作業が行われ、結論が出てまいりました。ここで私たちは地上波によるテレビ放送を初めて「基幹放送」と位置づけ、ブロードバンドを通じて動画を配信するだけの商業主義的な通信事業との間に明確な一線を引きました。当然のこととはいえ、私たちはこの位置づけを高く評価いたします。併せて、大いに勇気づけられましたことを、率直に表明いたします。

今日までのデジタル化への移行作業に見られるように、私たち放送事業者は電波の普及について、これは自分たちの第一の役割と心得て、社運をかけて実行しております。番組の編成にあたっては、いわゆる総合編成を守り、いいとこどりをするようなことはいたしません。災害時には、これに特化した放送に切り替えます。これらはいずれも放送法が私たちに求めているところでありますが、こうした日常の地道な活動が基幹放送の名に恥じないものと社会にも認められたのだと感じています。」

3 英国「公衆サービス放送」(Public Service Broadcaster)

○英国では、2003年通信法において、アナログ地上波テレビ放送を行っているBBC、Channel3(ITV)、Channel4、Channel5(Five)等を「公衆サービス放送(Public Service Broadcaster:PSB)」と位置づけ、それらが担う公共的目的や達成方法を法律で具体的に明記。

○同法264条では、Ofcomに対してBBCを含むPSBの維持・強化を目的とした見直しを行うことを義務づけ。

○Ofcomは2005年2月に最終報告を公表し、各PSB事業者への勧告とともに、新たなブロードバンド通信やモバイル通信を含むプラットフォームを活用した公衆サービス・コンテンツを配信する「公衆サービス配信事業者(Public Service Publisher:PSP)」のスキーム創設を提案。

2003年通信法「テレビジョンに関する公衆サービスとしての任務」の概要(第4章)

1 公衆テレビジョン放送の目的

○広範囲の素材を扱う番組を確実に視聴可能な状態にするサービス提供

○（公共テレビジョン放送の番組の放送日及び放送時間を考慮して）可能な限り多様な視聴者の需要に応じ、関心を満たす見込みのある方法によるサービス提供

○（総合して、同一の事項を考慮して）性質及び素材に関して、視聴者の需要に応じ、関心を満たすために、適切に均衡したサービス提供

○（総合して）公共テレビジョン放送に含まれる番組に関し、特に次に掲げる点において高い一般的基準を維持するサービス提供

- ・ 番組の内容
- ・ 番組制作の質
- ・ 番組制作に用いられる職業上の技術及び編集上の高潔性

2 公衆テレビジョン放送の規律に関する規定

○公共テレビジョン放送の目的達成方法

○各チャンネルによる番組方針に関する文書の策定

○Ofcomによる見直し検討

○Channel3, 4, 5それぞれの公衆サービスとしての任務

○各チャンネルの自主制作番組・独立制作番組、

地域制作番組への割当時間等

等

ケーブルテレビ・衛星放送におけるマストキャリー・マストオファー制度の適用

PSBレビュー最終報告(Ofcom 2005/2) ～ PSP(Public Service Publisher)の創設を提言

・新たな配信技術を活用したサービス、コンテンツの発展を担う

・デジタルTVのみならず、異なったデジタル・オンデマンドプラットフォームでの配信

※現在、BBCのみがそのような広範囲なコンテンツ配信を実施しているが、PSPの創設により、従来の公衆テレビ間の競争のような、ブロードバンドコンテンツ間の品質競争が実現

・広く民間からビジネスプランを募り、最も優れた申請に対し公的支援

※現在も具体案を検討中。本年度中に作業結果を公表予定。

(参考)2003年通信法・関係条文

1 目的・役割に関する規定

第264条 公共サービスとしての任務の達成に関するOFCOMの報告書

- (4) 英国における公共テレビジョン放送の目的は、次の各号に掲げる目的である。
- (a) 広範囲の素材を扱う番組を確実に視聴可能な状態にする関連のテレビジョン・サービスを提供すること。
 - (b) (公共テレビジョン放送の番組の放送日及び放送時間を考慮して)可能な限り多様な視聴者の需要に応じ、かつ、関心を満たす見込みのある方法による関連のテレビジョン・サービスを提供すること。
 - (c) (総合して、かつ、同一の事項を考慮して)性質及び素材に関する限り、視聴者の需要に応じ、かつ、関心を満たすために、適切に均衡した関連のテレビジョン・サービスを提供すること。
 - (d) (総合して)公共テレビジョン放送に含まれる番組に関し、かつ、特に次に掲げる点において高い一般的基準を維持する関連のテレビジョン・サービスを提供すること。
 - (i) 番組の内容
 - (ii) 番組制作の質
 - (iii) 番組制作に用いられる職業上の技術及び編集上の誠実性
- (6) 英国における公共テレビジョン放送の目的を達成する方法は、次の各号に掲げる事項を確保する場合、この項と両立する。
- (a) 関連のテレビジョン・サービスが、(総合して)情報の発信並びに教育及び娯楽の提供のための公共サービスを含むこと。
 - (b) 英国における文化的活動及びその多様性が、(総合して)演劇、喜劇及び音楽を放映すること、それらの放映に長編映画を含めること、及び他の視覚・舞台芸術を取扱うことにより反映され、支持され及び刺激されること。
 - (c) 関連のテレビジョン・サービスが、(総合して)報道及び時事に関する公平かつ十分な情報に基づいた議論を可能とするために適切な程度において、英国、英国の多様な部分及び世界中の報道及び時事を包括的に、かつ、権威づけて放送すること。
 - (d) 関連のテレビジョン・サービスが、(総合して)多様なスポーツ及び他の娯楽に関する広範囲の関心を満たすこと。
 - (e) 関連のテレビジョン・サービスが、(総合して)適切な量及び範囲の教育上の事項に関する番組、教育的性質の番組及び教育的価値を有するその他の番組が存在するとOFCOMが認める番組を含むこと。
 - (f) 関連のテレビジョン・サービスが、(総合して)科学、宗教、社会問題、国際的に重大な又は利害を有する事項及び特別な利害を有する事項を扱うものとして、適切な量及び範囲の番組を含むとOFCOMが認める番組を含むこと。
 - (g) 宗教その他の信仰を扱う関連のテレビジョン・サービスに含まれる番組が、次に掲げる番組を含むこと。
 - (i) 宗教その他の信仰に関する報道その他の情報を提供する番組
 - (ii) 多様な宗教その他の信仰に関する番組
 - (iii) 礼拝その他の儀式及び慣行の歴史に関する番組(礼拝その他の儀式の行為を全体として見せるものを含む。)
 - (h) 関連のテレビジョン・サービスが、(総合して)子供及び若年者のために適切な量の高品質かつ独自の番組が存在するとOFCOMが認める番組を含むこと。
 - (i) 関連のテレビジョン・サービスが、(総合して)多様なコミュニティの生活及び関心事、並びに、英国及びその多様な部分における文化的関心及び伝統を反映する番組が十分な量をもって存在しているとOFCOMが認める番組を含むこと。
 - (j) 関連のテレビジョン・サービスが、(総合して)英国において制作された番組を含む限りにおいて、M25地域外で制作された番組の範囲及び割合が適切とOFCOMが認める番組を含むこと。
- (11) 次の各号に掲げるサービスは、この条の適用上、関連のテレビジョン・サービスである。
- (a) BBCが提供するテレビジョン放送サービス
 - (b) ウェールズ・オーソリティ(第207条の意義の範囲内における)の公共サービスであるテレビジョン番組サービス
 - (c) それぞれのチャンネル3サービス
 - (d) チャンネル4
 - (e) チャンネル5
 - (f) 公共文字放送サービス

第265条 免許を付与された事業者の公共サービスとしての任務

- (1) 免許を付与された各公共チャンネル及び公共文字放送サービスに適用する規制制度は、そのチャンネル又はサービスにおける公共サービスとしての任務を実施するために、そのチャンネル又はサービスの事業者に求める条件を含む。
- (2) 次の各号に掲げるサービスに適用する公共サービスとしての任務は、高品質かつ多様な構成の番組を提供することである。
- (a) それぞれのチャンネル3サービス
 - (b) チャンネル5
- (3) チャンネル4に適用する公共サービスとしての任務は、特に、次の各号に掲げる条件を充足し、高品質かつ多様な構成を有する広範囲の番組を提供することである。
- (a) 番組の形態及び内容において、革新、試み及び創造性を明確に示すこと。
 - (b) 文化的に多様な社会の嗜好及び関心に訴えること。
 - (c) 免許を付与された各公共チャンネルが、教育的性質を有する番組及び教育的価値を有するその他の番組を含むことの必要性を満たすために、顕著な貢献を行うこと。
 - (d) 特色のある性格を示すこと。

第266条 番組の方針に関する文書

- (1) 免許を付与された公共チャンネルに適用する規制制度は、そのチャンネル事業者に対し、次の各号に掲げる事項を求める条件を含む。
- (a) この条の施行後、可能な限り速やかに、かつ、その後1年が経過するごとに、番組の方針に関する文書を準備すること。
 - (b) 条件を遵守する過程において作成された文書に含まれた提案の実施に関し、自らの達成度を評価すること。
- (2) 第(1)項に言及された条件は、翌年以降において、次の各号に掲げる事項を確保するために、チャンネル事業者の提案を示すための条件に従い準備された番組の方針に関する各文書を求めるものでなければならない。
- (a) そのチャンネルに適用される公共サービスとしての任務が実施されること。
 - (b) 第277条から第296条までの規定により事業者に課された義務が履行されること。
- (3) 第(1)項に言及された条件は、その各文書に、最新の文書を準備した後の期間において、チャンネル事業者によるその文書に含まれた提案の実施状況に関する報告を含むことを求めるものでなければならない。

2 個別番組規律

(1) 報道番組

第279条 報道番組及び時事番組

- (1) 免許を付与された各公共チャンネルに適用する規制制度は、OFCOMが、次の各号に掲げる事項を確保するために適切と認める条件を含む。
- (a) そのチャンネルに含まれる番組が、報道番組及び時事番組を含むこと。
 - (b) そのサービスに含まれる報道番組及び時事番組が、高品質であり、国内問題及び国際問題を扱うこと。
 - (c) そのサービスに含まれる報道番組が、そのチャンネルの提供期間を通じて随時放送されること。

(2) 独立制作・自主制作比率

第277条 独立制作番組に対する割当て

- (1) 免許を付与された各公共チャンネルに適用する規制制度は、OFCOMが各年において、そのチャンネルに含まれる適格放送に対して割当てられる時間の総量の25%以上が、様々な独立制作番組の範囲に含まれる番組の放送に割当てられる状態を確保するために適切と認める条件を含む。

第278条 自主制作番組に対する番組割当て

- (1) 免許を付与された各公共チャンネルに適用する規制制度は、OFCOMが、次の各号に掲げる状態を確保するために適切と認める条件を含む。
- (a) 各年において、そのチャンネルに含まれる自主制作番組の放送に対して割当てられる時間が、そのチャンネルに含まれる全番組の放送に割当てられる時間の総量のうち、適切な割合を占めるとOFCOMが認める状態を下回らないこと。
 - (b) 自主制作番組の放送に割当てられる時間が、最繁視聴時間帯とその他の時間帯の間に、OFCOMが適切と認める方法により分割されること。
- (2) 第(1)項の適用上、分割の割合は、次の各号に掲げる条件を充足しなければならない。

- (a) 免許を付与された各公共チャンネルの場合、それが一貫して高品質を確保するためにOFCOMが適切と認める割合であること。
- (b) 第(1)項第(b)号の適用上、一方を最繁視聴時間帯、他方をその他の時間帯に適用する二つの異なった最小割合の累積効果として表すことができること。

第285条 番組委託に関する規約

- (1) 免許を付与された各公共チャンネルに適用する規制制度は、そのチャンネル事業者が、独立制作番組を委託するための条件に同意する場合に適用する原則を定める実施規範を作成し、かつ、随時修正する状態を確保するためにOFCOMが適切と認める条件を含む。

(3) 地域制作番組

第286条 チャンネル3及びチャンネル5のための地域番組制作

- (1) 各チャンネル3サービスに適用する規制制度は、次の各号に掲げる事項を確保するためにそのサービスに関してOFCOMが適切と認める条件(存在する場合)を含む。
 - (a) 英国において制作されるチャンネル3の番組のうち、OFCOMが適切な割合と認める番組が、英国のM25地域外において制作されること。
 - (b) 英国のM25地域外において制作されるチャンネル3の番組が、(総合して)適切な範囲の番組であるとOFCOMが認めるものを構成すること。
 - (c) 英国で制作されるチャンネル3の番組に対するチャンネル3サービスの事業者による支出のうち、OFCOMが適切な割合と認めるものが、M25地域外にある異なる制作拠点における番組制作に起因すること。
- (d) その支出を行う異なる制作拠点が、適切な範囲の制作拠点であるとOFCOMが認めるものを構成していること。
- (3) チャンネル5に適用する規制制度は、次の各号に掲げる事項を確保するためにOFCOMが適切と認める条件を含む。
 - (a) そのチャンネルでの視聴に供するために英国において制作される番組のうち、OFCOMが適切な割合と認めるものが、英国のM25地域外において制作されること。
 - (b) 英国のM25地域外において制作されるそのチャンネルの番組が、(総合して)適切な範囲の番組であるとOFCOMが認めるものを構成すること。
 - (c) チャンネル5での視聴に供するために英国において制作される番組に対するそのチャンネル事業者による支出のうち、OFCOMが適切な割合と認めるものが、M25地域外にある異なる制作拠点における番組制作に起因すること。
 - (d) その支出を行う異なる制作拠点が、適切な範囲の制作拠点であるとOFCOMが認めるものを構成していること。

第287条 チャンネル3の地域番組

- (1) 各地域チャンネル3サービスに適用する規制制度は、次の各号に掲げる事項を確保するためにOFCOMが適切と認める条件を含む。
 - (a) そのサービスにおいて、十分な量の時間が、その提供地域において生活する者にとって特に関心のある範囲に属する番組(地域報道番組を含む)に割当てられているとOFCOMが認める状態にあること。
 - (b) そのサービスに含まれる地域番組が高品質であること。
 - (c) そのサービスに含まれる地域番組のうちOFCOMが適切な割合と認めるものが、その地域で制作された番組で構成されること。
 - (d) そのサービスに含まれる地域報道番組が、そのサービスの提供期間を通じて随時、かつ、特に最繁視聴時間帯に放送されること。
 - (e) そのサービスに含まれる他の地域番組のうちOFCOMが適切な割合と認めるものが、次に掲げる時間に放送される番組で構成されること。
 - (i) 最繁視聴時間帯
 - (ii) 最繁視聴時間帯の直前又は直後の時間帯
- (2) 各地方チャンネル3サービスに適用する規制制度は、次の各号に掲げる事項を確保するためにOFCOMが適切と認める条件を含む。
 - (a) そのサービスにおいて、十分な量の時間が、適切な範囲の地域番組としてOFCOMが認めるものに割当てられているとOFCOMが認める状態にあること。
 - (b) そのサービスが提供される地域の各部分又は各コミュニティにおいて、地域番組の範囲が、その地域におけるその部分において生活する者又はそのコミュニティが特に関心を有する番組(報道番組を含む)の範囲であること。
 - (c) そのサービスに含まれる地域番組が高品質であること。
 - (d) そのサービスに含まれる地域番組のうちOFCOMが適切な割合と認めるものが、そのサービス提供地域で制作された番組から構成されること。

- (e) そのサービスに含まれる地域報道番組が、そのサービスの提供期間を通じて随時、かつ、特に最繁視聴時間帯に放送されること。
- (f) そのサービスに含まれる他の地域番組のうちOFCOMが適切な割合と認めるものが、次に掲げる時間に放送される番組から構成されること。
 - (i) 最繁視聴時間帯
 - (ii) 最繁視聴時間帯の直前又は直後の時間帯

第288条 チャンネル4のための地域番組の制作

- (1) チャンネル4に適用する規制制度は、OFCOMが次の各号に掲げる事項を確保するために適切と認める条件を含む。
 - (a) チャンネル4における視聴に供するために英国で制作される番組のうちOFCOMが適切な割合と認めるものが、英国のM25地域外において制作されること。
 - (b) 英国のM25地域外において制作されるチャンネル4の番組が、(総合して)適切な範囲の番組であるとOFCOMが認めるものを構成すること。
 - (c) チャンネル4における視聴に供するために英国で制作される番組に対するC4Cの支出のうちOFCOMが適切な割合と認めるものが、M25地域外にある様々な制作拠点における番組制作に起因すること。
 - (d) その支出が起因する様々な制作拠点が、適切な範囲の制作拠点であるとOFCOMが認めるものを構成していること。

3 マストキャリアー・マストオファー

第64条 マストキャリアー義務 (※ネットワーク事業者に対する義務付け)

- (2) この条に基づき認められる規定を含む一般条件は、次の各号に該当する場合を除き、電子通信ネットワークによりあるサービスが放送その他の伝送に供されることを(第(4)項を条件として)要求しないものとする。
 - (a) あるサービスがマストキャリアー・サービスの一覧に含まれるとき。
 - (b) その要求の効力が、テレビジョン番組受信の主要な手段として、相当数の最終利用者により利用される公衆電子通信サービスの提供手段となるネットワークに限定されるとき。
- (3) 第(2)項第(a)号に言及された一覧は、次の各号に掲げるサービスである。
 - (a) BBCがデジタル方式で提供するテレビジョン番組サービスであり、かつOFCOMの任務に関連するサービス
 - (b) デジタル方式で提供されるチャンネル3サービス
 - (c) デジタル方式で提供されるチャンネル4
 - (d) デジタル方式で提供されるチャンネル5
 - (e) S4Cデジタル
 - (f) デジタル公衆文字放送サービス

第272条 ネットワークに関するマストオファー義務

- (1) 次の各号に掲げるサービスに適用する規制制度は、(第243条に基づく規定により確保されない限りにおいて)この条が示す三つの目的を確保するためにOFCOMが適切と認める条件を含む。
 - (a) 免許を付与された各公共チャンネル
 - (b) 公共文字放送サービス
 - (c) 第64条に基づく命令によりマストキャリアー・サービスの一覧に加えられた、免許を付与された各テレビジョン・サービス
- (2) 第一の目的は、チャンネル又はその他のサービスが、デジタル方式により提供される限りにおいて、(条件に対する同意の必要性を前提として)あらゆる適切なネットワークを通じた放送又は配信が可能なものとして常に提供されることである。
- (3) 第二の目的は、チャンネル又はその他のサービスを提供する者が、次の各号に掲げる事項を確保する協定締結及びその実施を確実にするために最善を尽くすことである。
 - (a) チャンネル又はその他のサービスが、デジタル方式により提供される限りにおいて、適切なネットワークを通じて放送又は配信されること。
 - (b) 協定に従い、チャンネル又はその他のサービスの放送及び配信が、適切なネットワークを通じ、可能な限り多くの対象視聴者にとって受信可能となること。
- (4) 第三の目的は、第二の目的を確保するために締結され、実施される協定が、適切なネットワークの提供のため又はその提供に関し、そのネットワークを通じた明確な形態においてそれらのチャンネル又はその他のサービスを受信する権利の付与により(直接的又は間接的に)生じる料金の賦課について、いかなるものであってもその料金の賦課を禁止することである。
- (5) この条に言及された三つの目的は、デジタル方式によるチャンネル又はその他のサービスが、第64条におけるマストキャリアー・サービスの一覧に含まれる場合にも適用する。

4 レイヤー間コンテンツ流通に関する規律～地上放送の同時再送信

○我が国では、地上放送の受信障害地域についてのみケーブルテレビに対して再送信義務を課し(ただし、適用例なし)、その他の同時再送信については放送事業者の同意が必要。(放送の意図が害され又は歪曲されないことを担保する趣旨)

再送信の同意(放送関係法)

有線テレビジョン放送法第13条

○ 受信障害地域について、再送信義務 (これまで例なし)

○ 再送信には、放送事業者の同意が必要
(放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図が、その意に反し、害され又は歪曲されないことを担保する趣旨)

○ 協議が整わないとき等に関する総務大臣の裁定制度(ケーブルテレビ事業者が総務大臣に申立て)

電気通信役務利用放送法第12条

○ 再送信には、放送事業者の同意が必要
(放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図が、その意に反し、害され又は歪曲されないことを担保する趣旨)

・ 裁定制度はなし

※衛星放送の場合も同様(ただし放送区域の関係上実施例はない。)

放送法第6条

○ 再送信には、放送事業者の同意が必要
※地上放送の再送信に係る実施例はない。
○ 電波法において設けられている受信障害対策中継放送に対しては、本条で再送信同意に関する規定の適用が除外されている。

再送信同意書での記載事項の例

➤ 放送事業者がケーブルテレビ事業者に再送信同意する際の実務上の扱いについては、再送信に係る放送関係法令・技術的条件の遵守に関する規定と、著作権法関係の規定が一本の同意書で行われているケースが多い

以下の条件の下、再送信に同意する

(条件)

- 有線テレビジョン放送法その他関係法令を遵守すること
- 映像・音声の品質を維持し、放送番組の内容を損なうことのないようにすること
- すべての番組に変更を加えないで、同時再送信すること
- できる限り、同一チャンネルとし、そのチャンネルは、放送休止時間であっても他の放送に使用しないこと
- 障害発生に対し、障害が早急に復旧できるよう予備システムを完備する等適切な体制を整えておくこと等
- 再送信される放送に含まれる著作権・著作隣接権については、ケーブルテレビ事業者と原権利者との間で処理すること
- (同意する)放送事業者が保有する権利に係る対価は当分の間は請求しないが、請求権は留保すること等

関係法令・技術的条件の遵守

著作権関係の条件

ケーブルテレビ

電気通信役務を利用した
ケーブルテレビ

地上・衛星放送

5 主要国における地上テレビ放送の「マストキャリア」制度(ケーブルテレビ)

○諸外国では、地上放送に関する同時再送信について、概ね著作権法上の扱いを含め、一定の義務を課している。

	日本	米国	英国	仏国	独国	韓国
地上波放送の放送区域	放送対象地域ごとの放送。	全て地域ごとの放送。放送区域あり。	基本的には全国放送。一部地域ごとの放送が存在。	基本的には全国放送。一部地域ごとの放送が存在。	全国放送と州ごとの放送が存在。	基本的には全国放送。一部地域ごとの放送が存在。
マストキャリアに係る規律	・総務大臣が指定する難視聴地域においては再送信義務あり(同意は不要)。なお、過去一度も発動されたことがない。【有テレ法】 ・義務再送信の場合、放送事業者の著作隣接権は働かない(ただし、その他の権利者の許諾等は必要)。【著作権法】	・同一市場内にある地上波放送の再送信義務。(マストキャリア)【通信法】 ・マストキャリアでは、著作権者への対価支払いの必要なし。	・地上波放送の再送信義務あり。(マストキャリア)【通信法】 ・マストキャリアでは、著作権者の許諾不要。【著作権法】	・公共放送チャンネルの再送信義務あり。(マストキャリア)【視聴覚法】 ・マストキャリアでは、著作権者の許諾不要。【著作権法】	・州ごとの地上波放送の再送信義務あり。(マストキャリア)【ベルリン州及びブランデンブルク州の放送に関する協定】 ・ただし、マストキャリアでも、著作権者は報酬請求権を有している。【著作権法】	・公共放送(放送公社と教育放送公社)の再送信義務あり。(マストキャリア)【放送法】 ・マストキャリアでは、著作権者の許諾不要。【著作権法】
ケーブルテレビの世帯普及率	40% (平成18年12月現在)	59% (平成17年末現在)	13% (平成16年末現在)	14% (平成16年末現在)	57% (平成16年末現在)	76% (平成17年末現在)

(参考)放送事業者のコンテンツ調達等規律(米国・EU)

〔米国〕

- 米国では、60年代～70年代にかけて増大した三大ネットワーク(当時)の番組制作・流通に対する独占的影響力を排除するために、「フィンシンルール」及び「プライムタイム・アクセス・ルール」を70年代初頭に制定。その結果、ネットワークを介しない映像放送番組の流通システム(シンジケーション)が成立。
- しかし、ハリウッドの力が強まり、テレビ局を支配する構造に変化したため、1995年に廃止。

○フィナンシャル・インタレスト・アンド・シンジケーション・ルール(フィンシン・ルール)

- ・三大ネットワークとハリウッドのメジャースタジオの力を拮抗させる目的でFCCが1972年に策定。「フィナンシャル・インタレスト・ルール」、「シンジケーション・ルール」で構成。
- ・「フィナンシャル・インタレスト・ルール」:三大ネットワークが外部制作会社の制作番組について所有権を確保することを禁止。
- ・「シンジケーション・ルール」:三大ネットワークが自社ネットワーク経由以外でローカルテレビ局に対する番組放送権の販売を行うこと(シンジケーション業務)を禁止。

○プライムタイム・アクセス・ルール

- ・ネットワークによる独占を阻止し、番組内容の多様化やローカル局による新規番組制作の促進を目的としてFCCが1971年に策定。
- ・全米の放送市場のうち上位50の市場において、三大ネットワークの直営局及び加盟局は、プライムタイムの4時間のうち1時間、ネットワーク以外の番組の放送を義務付け。(独自に新規番組制作できるローカル局は限られており、多くのローカル局はフィンシンルールにより再放送権を保有するにいたった制作会社から過去の人気番組を調達する必要に迫られる。)

〔EU〕

- EUでは、「国境なきテレビ指令」において、欧州制作番組比率や、独立制作事業者からの一定比率の番組調達を義務付けている。

第三章 テレビ番組の流通および制作の促進

第4条 1. 加盟諸国は、実行可能な場合、適切な方法で、放送事業者がニュース・・・を除く放送事業者の放送時間の大部分を、第6条の意味内で欧州の作品のために保留しておくことを保証するものとする。この割合は、当該放送事業者の一般視聴者に対する情報、教育、文化および芸能面の責任を考慮して、適切な基準にもとづいて徐々に達成されるべきである。(以下略)

第5条 加盟諸国は、実行可能な場合適切な手段で、放送事業者が、ニュース・・・を除く放送事業者の放送時間の少なくとも10%を、または、当該加盟国の裁量により、放送事業者の番組制作予算の少なくとも10%を放送事業者から独立している番組制作者が作成した欧州の作品のために確実に確保しておくものとする。この割合は、放送事業者の一般視聴者に対する情報、教育、文化および芸能面での責任を考慮して、適切な基準にもとづき徐々に達成すべきである。(以下略)

6 垂直統合型事業者の番組供給規律(米国)

- 米国・連邦通信法では、映像番組配信(Multichannel Video Programming Distributors:MVPD)市場の競争及び多様性増大等を目的として、垂直統合型の番組供給事業者と系列ケーブル事業者の間の番組供給独占契約の締結等を規制。
- FCCに対し、議会に毎年映像番組配信市場の競争状況を報告する旨規定。

連邦通信法

◆628条(B)

ケーブル事業者、ケーブル事業者が自らに帰属させ得る権益を有する衛星配信ケーブル番組提供事業者、又は衛星放送番組提供者が、多チャンネル映像配信事業者による加入者又は消費者への衛星配信ケーブル番組又は衛星放送番組の提供を著しく阻害・妨害する目的で又はそのような効果をもたらすことを知りながら、不公正な競争方法や、不公正・詐欺的な行為・慣行に従事することは違法とする。

～628条(C)(2)で、以下の規律を盛り込んだ規則をFCCに定めるよう求めている。(FCCは、"Program access and Program Carriage rules"を制定)

- ・ケーブル事業者が、系列の番組提供者等による関連企業体でないMVPD(例:DBS)への番組販売決定等に不正・不当に影響を及ぼすことの防止
- ・番組提供者が、番組提供にあたり、MVPDの間で価格等を(系列とそれ以外で)差別的取扱いすることの原則禁止
- ・ケーブル事業者と系列の番組提供者等との間の独占的契約についての規制

制定の背景

- ◆本法は、伝統的ケーブル事業者の競争事業者が競争上必要な番組(例:CNN)の利用を可能にすることにより、多チャンネル映像番組配信(MVPD)市場への参入促進を図る観点から、1992年ケーブル法により導入された。
- ◆本法は、ケーブル事業者の水平的集中の増大と、広汎な垂直統合により、ケーブル事業者と番組制作事業者、伝統的なケーブル事業者とMVPD競争事業者との間の力の不均衡が生じるとの認識に基づく。議会は、制度導入時点で、垂直統合型番組供給事業者は、系列ケーブル事業者を、衛星放送事業者(DBS)など他のMVPD事業者より優遇すると結論づけた。

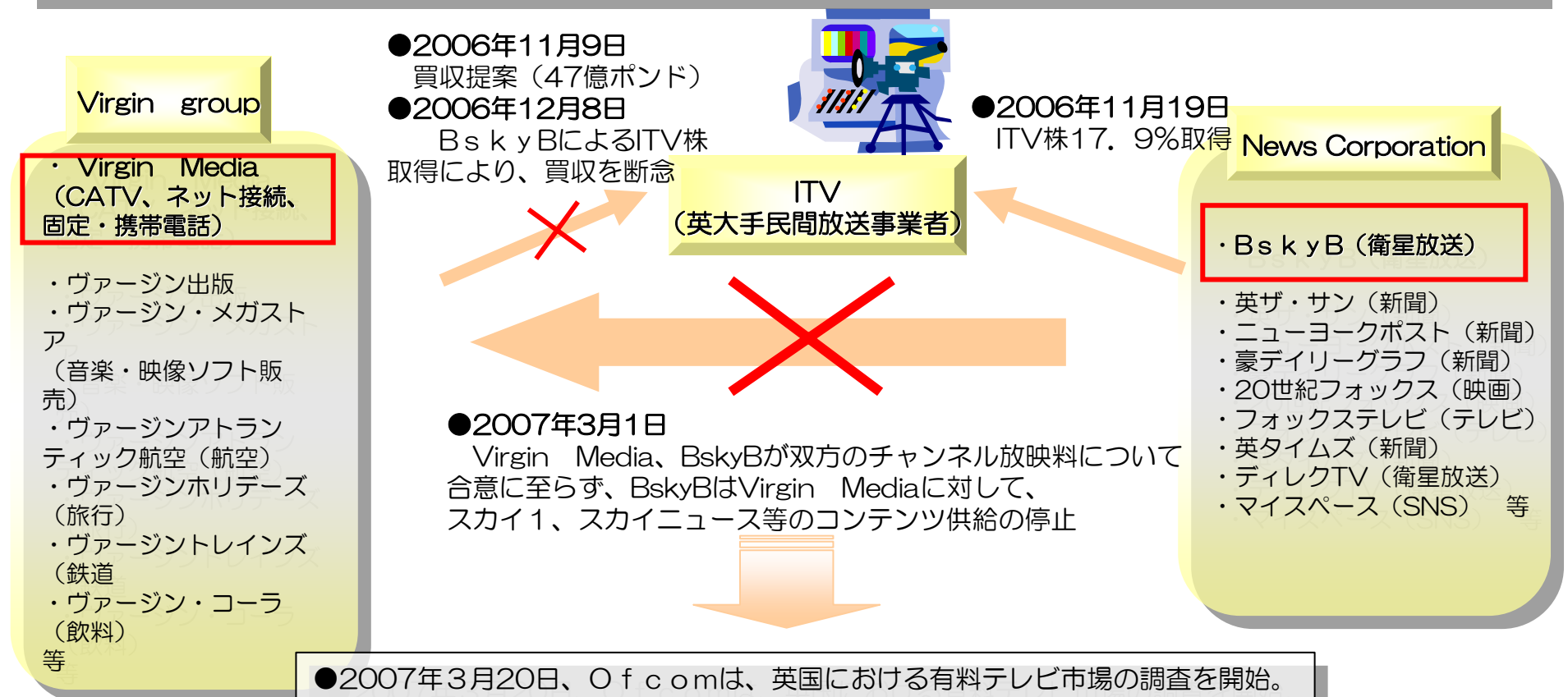
見直しの検討

本件は02年の見直しの際に5年間延長され、07年に再度見直しが行われる。現在、FCCにより意見聴取の手続が行われている。
(主な検討事項)

- ◆本禁止条項の廃止により、垂直統合的な番組供給事業者が、関係ケーブル配信事業者を優遇する可能性の変化
- ◆本禁止条項の廃止により、潜在的なMVPD競争事業者が新規参入する可能性に与える影響度合、市場の発展による規制の必要性の変化
- ◆CNN、HBO、TNTといった垂直統合番組事業者の供給する番組の看板番組としての効力
- ◆延長する場合、適当な延長期間

(参考) 英国におけるBskyBの番組供給停止への対応

- 本年3月1日から、BskyBが自社の主要コンテンツを競合事業者であるVirgin Mediaに対して配信停止。
- 本年3月20日、Ofcomは、本件に基づき、英国における有料テレビ市場の調査を開始。
- 本年4月12日、Virgin Mediaは、BskyBが市場優位性を濫用しているとして、高等法院に正式提訴。



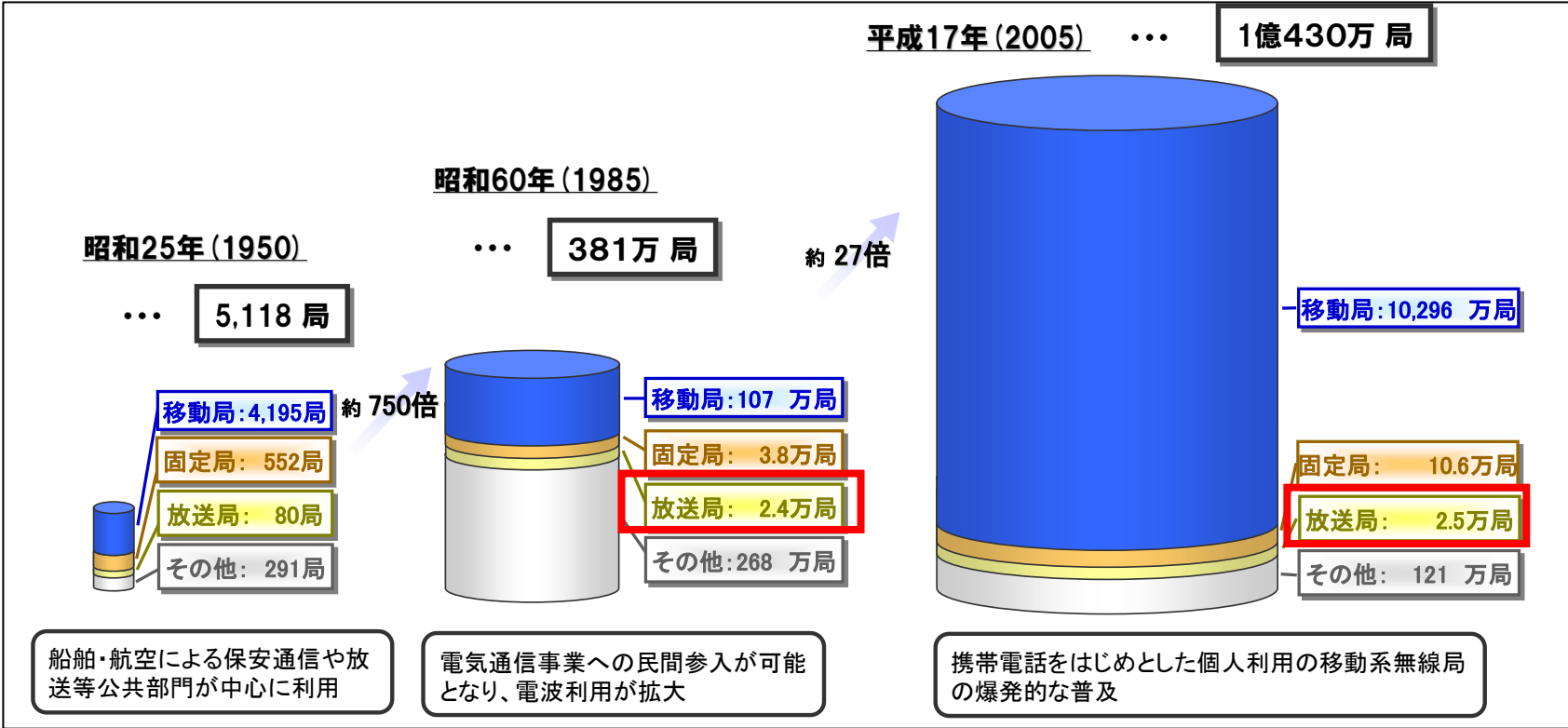
●2007年3月20日、Ofcomは、英国における有料テレビ市場の調査を開始。2002年企業法に基づき、競争委員会へ照会を行う必要があるかどうか検討する。

●2007年4月12日、Virgin Mediaは英国の1998年競争法第18条およびEC条約第82条が「企業による市場優位性の乱用 (abuse) の禁止」しているのを根拠に、英国有料TV加入者の70%を手中に収めているBskyBが、Virgin Mediaに対して市場優位性を濫用しているとして、高等法院に正式に提訴。

日経産業新聞
(2006.11.29)、
OfcomHPを基に
事務局作成。
http://www.ofcom.org.uk/media/news/2007/03/nr_20070320

7 放送用無線局の状況

● 無線局数の推移



● 電波利用料の歳入構造(平成19年度見込額)

